

小松市監査公表第2号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月25日

小松市監査委員 西村 一 伸

小松市監査委員 表 靖 二

## 定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 対象部署 国際文化交流部 観光交流課
- 3 監査結果の公表年月日 令和7年4月25日（小松市監査公表第2号）
- 4 措置通知の受理年月日 令和7年4月15日
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="204 683 384 719">&lt;改善要望&gt;</p> <p data-bbox="204 734 778 1144">補助金交付要綱に定める補助率の例外規定の適用が常態化されている事案について、前回監査において、補助額や補助率の効果検証と基準の見直しを求めたものであるが、今回監査においても改善されていないままである。実態に即した適切な要綱運用が図られるべきである。</p>	<p data-bbox="799 734 1385 824">栗津温泉観光協会運営事業補助金交付要綱を新たに制定した。</p>